

## 日本統計学会出版企画委員会運用規則

一般社団法人日本統計学会

### (総則)

第1条 本規則は、日本統計学会出版企画委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。

本委員会は、日本統計学会委員会規程第1条4に基づく臨時委員会である。

### (目的)

第2条 本委員会は、日本統計学会会員の専門統計力の養成、会員相互の研究意識の向上および若手会員の育成を目指し、専門書の執筆、翻訳の出版を企画することを目的とする。

### (委員会の任務)

第3条 本委員会は、日本統計学会の基盤を高めるべく、専門書の出版を企画する。

第4条 本委員会は、専門書の執筆者および翻訳者を選出するための編集小委員会を設置し、その委員の推薦を行う。

2 編集委員会委員の候補者は、統計関連学会の会員の中から選出する。

### (構成員)

第5条 本委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

### (委員の任期)

第6条 毎年1月1日から12月31日までとする。再任を妨げない。

### 付則

1. 本規則は2014年3月7日より施行する。